

## 第5章 高圧ガスの容器

### 第1 高圧ガスの種類又は圧力の変更（法第54条第1項）

#### 1 申請書の提出について

##### (1) 提出書類

容器則様式第2「高圧ガスの種類又は圧力変更申請書」

##### (2) 申請時期

容器に充填しようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更し刻印等をするときは、あらかじめ申請すること。

##### (3) 次の書類等を添付すること。


ア 変更後においても当該容器が容器則第7条の規格に適合することを証する書面

1. 腐食その他の劣化の程度を示すもの
2. 耐圧試験成績書等

イ 容器の所在地を示す案内図

#### 2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料（6ページ）

#### 3 承認の基準について

高圧ガスの種類又は圧力を変更する容器が、法第44条第4項に基づく容器則第7条の規格に適合するものであること。

#### 4 承認書について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第12号「高圧ガスの種類又は圧力変更承認書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

#### 5 その他

- (1) 承認書の交付後、当該容器に刻印等をした者は、遅滞なく、細則様式第13号「刻印等報告書」に刻印等を証する書面（拓本等）を添付し保安係に報告すること。

- (2) 容器に充填しようとする高圧ガスの種類又は圧力の変更の申請があった場合、その申請内容により、例えば、充填圧力を変更して低下させる場合等、変更後の容器が明らかに法第44条第4項の容器の規格に適合していると認められる場合は、改めてその容器の検査をする必要はないこととして運用する。

## 第2 特別充填の許可（法第48条第5項）

### 1 申請書の提出について

#### (1) 提出書類

容器則様式第4「特別充填許可申請書」

国際容器則様式第1「特別充填許可申請書」

#### (2) 申請時期

特別充填をしようとするときは、あらかじめ申請すること。

#### (3) 次の書類等を添付すること。

##### ア 特別充填事由書

特別充填をする旨の具体的な事由及び個別許可又は包括許可のいずれかとして許可を受ける旨を記載すること。

##### イ 申請容器一覧

##### ウ 申請明細書


##### エ 申請容器の耐圧試験データ（個別許可の場合に限る。）

### 2 許可の基準について

充填する容器が、「保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について（平成30年3月30日20180323保局第11号）」に定める基準に適合するものであること。

### 3 許可書について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第5号「特別充填許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

 I 総則／3 さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項

(3 ページ)

4 その他

包括許可として許可を受けた場合は、許可後、1 ヶ月経過ごとに特別充填報告書を作成し保安係に報告すること。

### 第3 容器検査所の登録（法第49条第1項）

#### 1 申請書の提出について

##### (1) 提出書類

容器則様式第5「容器検査所登録申請書」

国際容器則様式第2「容器検査所登録申請書」

##### (2) 申請時期

容器検査所の登録をするときは、あらかじめ申請すること。

##### (3) 次の書類等を添付すること。

ア 委任状（代理人による申請の場合に限る。）

イ 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

ウ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

##### エ 検査設備明細書

検査設備明細書には、次の事項について記載すること。

1. 容器則第33条、国際容器則第24条に対応する事項
2. 検査設備の仕様書及び写真

オ 容器検査所の位置及び付近の状況図

カ 検査設備の配置図

キ 検査成績表の見本

#### 2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

3 登録の基準について

登録の申請をする容器検査所の検査設備が、法第50条第3項に基づく容器則第33条又は国際容器則第24条で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 登録票について


審査の結果、基準に適合する場合は、容器則様式第7又は国際容器則様式第4「容器検査所登録票」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

容器検査所登録票の交付の日から5年を待たず、次の変更をする場合は、改めて容器検査所の登録の申請をすること。また、登録後に、従前の容器検査所の登録を廃止するため「容器検査所廃止届書」を届出すること。

- (1) 再検査する容器又は附属品に変更がある場合
- (2) 容器検査所の所在地を変更する場合
- (3) 合併又は譲渡等の場合

なお、(1)に限り、容器検査所の登録の更新申請時に変更する場合は、この限りでない。

 第5 高圧ガスの容器に係るその他届出等 (76ページ)

#### 第4 容器検査所の登録更新（法第50条第1項）

##### 1 申請書の提出について

###### (1) 提出書類

容器則様式第6「容器検査所登録更新申請書」

国際容器則様式第3「容器検査所登録更新申請書」

###### (2) 申請時期

容器検査所の登録更新をするときは、あらかじめ申請すること。

###### (3) 次の書類等を添付すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

###### ア 検査設備変更明細書

検査設備変更明細書には、次の事項について記載すること。なお、2.及び3.については、検査設備の変更の有無に関わらず、該当する検査設備全てについて記載すること。

###### 1. 検査設備の変更の有無

###### 2. 容器則第33条又は国際容器則第24条に対応する事項

###### 3. 検査設備の仕様書及び写真


###### ◆イ 容器検査所の位置及び付近の状況図

###### ◆ウ 検査設備の配置図

###### ◆エ 検査成績表の見本

##### 2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料（6ページ）

##### 3 登録更新の基準について

登録更新の申請をする容器検査所の検査設備が、法第50条第3項に基づく容器則第33条又は国際容器則第24条で定める技術上の基準に適合するものであること。



4 登録票について

審査の結果、基準に適合する場合は、容器則様式第7又は国際容器則様式第4「容器検査所登録票」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。また、従前の容器検査所登録票については、交付を受けた日から5年経過後に保安係に返納すること。

## 第5 高圧ガスの容器に係るその他届出等

### 1 検査主任者届書

(1) 提出書類

容器則様式第8「検査主任者届書」

国際容器則様式第5「検査主任者届書」

(2) 届出時期

選任解任後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

選任者の高圧ガス製造保安責任者免状の写し又は容器則第34条若しくは国際容器則第25条に規定する資格を有することを証する書面

### 2 容器検査所廃止届書

(1) 提出書類

容器則様式第9「容器検査所廃止届書」

国際容器則様式第6「容器検査所廃止届書」

(2) 届出時期

廃止後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

容器検査所登録票の原本

容器則第32条第2項及び国際容器則第23条第2項の規定により、容器検査所の業務を廃止したときは容器検査所登録票の返納が義務付けられている。なお、容器検査所登録票を紛失等の理由により添付できない場合は、その旨を明示した書面を添付すること。(電子申請サービスにて届出する場合は、郵送等にて返納すること。)